

**加入手続を開始するためのウルグアイの正式な要請についての
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定
(仮訳)**

2022年12月1日、ウルグアイ東方共和国から受領した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)への加入交渉を開始するための正式な要請に鑑み、また、

CPTPP第5条(加入)、第27・2条(委員会の任務)、第27・3条(意思決定)及び第27・4条(委員会の手続規則)、並びにCPTPP委員会(委員会)で採択された2019年1月19日の委員会決定の附属書の加入手続(加入手続)に従い、

委員会は次のとおり決定する。

加入手続の開始

1. 加入手続第2.1節(加入手続開始要請)に関し、加入要請エコノミーとして、ウルグアイから要請された加入手続をここに開始する¹。

加入作業部会の設置

2. ウルグアイの加入を交渉するための作業部会(加入作業部会)は、以下の付託事項及び構成をもって、ここに設置される。

付託事項:「CPTPP第5条(加入)及び加入手続第3項及び第5項に従い、(i)CPTPPの条件を遵守する能力を示すためにウルグアイから提出された書面及びCPTPP締約国に要請されたウルグアイからのその他の情報を含め、CPTPPに加入するためのウルグアイ政府の要請を検討し、(ii)ウルグアイのCPTPPへの加入交渉を実施し、(iii)交渉終了の後、ウルグアイのCPTPPへの加入に関する条件について、委員会に対して報告書を提出すること。」

構成員: 加入作業部会は各締約国の政府の代表者によって構成される。

議長に関する取決め: 高級実務者は本決定によって設置された加入作業部会の議長に関する取決めを後日決定する。

¹本決定は、ウルグアイのCPTPP加入に関する各締約国の国内手続を妨げるものではない。

3. CPTPP第27・4条第4項(委員会の手続規則)及び加入手続に従い、加入作業部会は、必要に応じて、その活動の実施のための手続規則及び日程を定めることができる。
4. 加入作業部会は、必要に応じて、その任務を遂行するための補助グループを設置することができる。
5. 加入作業部会はウルグアイの政府の代表者を含まない一方、加入の条件を交渉するため又はその他の理由のため、加入作業部会はその会合にウルグアイを招請することができる。

本決定は、委員会により採択された日に効力を生じ、委員会の議長国により公表される。